

平成27年度 宜野座村国民健康保険税収納対策緊急プランの策定について

国民健康保険税の収納率向上を図るため、次のとおり収納対策緊急プランを策定し実施します。

1 資格及び賦課の適正化

- (1) ホームページ及び広報誌等を利用し、制度の理解と周知に努める。
- (2) 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- (3) 所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税に努める。
- (4) 納付困難者及び非自発的失業者の軽減措置等減免制度の周知を行う。

2 滞納状況の解消

- (1) 定期的に徴収催告を行い、納付の勧奨を行う。
- (2) 短期被保険者証及び納税誓約書を活用し、滞納者の定期的な相談や分納を促進する。
- (3) 時効完成前に納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。

3 収納体制の充実・強化

- (1) 95%以上の収納率確保のため継続的に嘱託徴収員の雇用を行う。
- (2) 月1回、行政区で滞納繰越分を含む集合徴収を実施する。
- (3) 健康福祉課職員で、定期的に夜間の電話督励・個別訪問を実施する。
- (4) 滞納処分関連の自治体研修への参加や、国保連絡会議を月1回行い、情報の共有及び職員の知識・能力の向上に努める。

4 徴収方法の改善等

- (1) コンビニ収納を引き続き実施し、納税者の利便性の向上を図る。
- (2) 口座振替について広報、窓口での勧奨、嘱託徴収員の訪問による勧奨を行い、口座振替の増加に努める。

5 滞納処分の実施

- (1) 長期滞納者については、財産調査を行い、預貯金等の差押処分を行う。
- (2) 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住を確認するとともに、転出者の財産調査を行う。
- (3) 村税担当課と情報を共有し、財産の差押え、預貯金、給与、軍用地料の差押等について実施する。